**○○町内会規約**

（名称）

1. 本会は，○○町内会（以下「会」という。）と称し，事務所を○○公会堂（総社市〇〇△番◇◇号）に置く。

（会員）

1. 本会は，総社市○○地域の居住者世帯をもって構成する。

（目的）

1. 本会は，会員相互の協力，協調のもとに地域の生活環境整備や防災・防犯等に努め，又は行政との協議，協力を進めつつ会員相互の親睦と福祉の増進を図ることを目的とする。

（事業）

1. 前条の目的を達成するため，事業計画を定めて実施し総会で会計報告を行うものとする。

（役員の種類）

1. 会には次の役員を置く。
2. 会長　　１名
3. 副会長　１名
4. 会計　　１名
5. 書記　　１名
6. 監事　　１名
7. 班長　　各班１名

（役員の選任及び任期）

1. 会長，副会長，会計，書記及び監事は総会において選任するものとし，任期は ２年とする。ただし，補充により選任された役員については，前任者の残任期間とする。

２　班長は，各班の互選により選出する。

（役員の職務）

1. 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじ

め指名した順序によって、その職務を代行する。

３　会計は、会の会計を担当する。

４　書記は，会務を記録し，会の内外への連絡及び広報を行う。

５　監事は、会の会計を監査する。

６　班長は，会員との連絡調整にあたる。

（会議）

1. 会議は，毎年１回の総会及び臨時総会とする。

総会は，会長が招集するものとし，次の事項を審議する。

1. 事業報告及び収入支出の決算に関すること
2. 事業計画及び収入支出の予算に関すること
3. 規約の改廃に関すること
4. その他，会の重要事項で会長が必要と認めたこと

（総会の開催）

第９条　総会は、会長が招集する。

２　通常総会は、年１回開催する。

３　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）会長が必要と認めたとき。

（２）全会員の３分の１以上から請求があったとき。

（総会の定足数）

第10条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第11条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（総会の書面表決等）

第12条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第10条及び第11条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

（議事録の公開）

第13条　会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

（経費）

第14条　会の経費は，会費，補助金，寄付金，その他の収入をもって充てる。

（会計）

第15条　会の会計は，毎年４月１日に始まり，翌年３月３１日に終わる。

（会費）

第16条　会費は、１世帯月額○○○円とする。

（会計年度）

第17条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（規約の変更）

第18条　この規約は、総会において議決を得なければ、変更することはできない。

（委任）

第19条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（その他）

第20条　その他必要な事項は，会長が会員に図り決定する。

附則

（施行日）

この規約は，令和○年○月○日から施行する。

**令和　○年　○月　○日**

**総会において上記のとおり規約制定を行ったことを証する。**

**住所**

**代表者　　　　　　　　　　　㊞**

◆規約等に記載する内容（例）

・名称

・目的及び事業

・事務所の所在地

・区域

・会員

・役員（種別・職務・選任方法・任期・報酬等）

・会議（総会・役員会）

・会計（会費・会計年度）